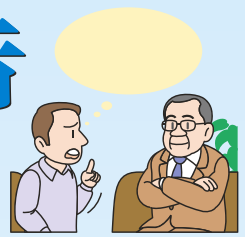


相続対策・相続税申告



事例1 相続発生直前に、預金口座から現金を引き出しておかねば…

事例

Bさんの妻は相続発生が近いと感じ、当面の費用について「現金」が必要であるから、と行って銀行預金等からお金を引き出しました。

病院費用の精算や葬儀費用等々で現金が必要であるから、そして、銀行に口座名義人が死亡したことが知れると口座が凍結されて自由に現金をおろせなくなるから、そして「少しでも相続の対象となる預金を減らしたいから」というのがその理由のようです。

なぜ失敗？

現金を引き出しても相続税は減りません。

例えばBさんの預金口座500万円から相続発生直前に200万円引き出して、50万円使ったところで相続が起きました。さてBさんの相続財産はどうなるのでしょうか。(預金300万円(相続発生時の銀行の残高証明書の金額)・現額150万円)

手許に残った現金150万円は当然に相続財産を構成し相続税の対象です。預金からおろしてしまったから相続財産ではないということにはなりません。正確に言いますと、預金からおろして使い残した150万円の他、お財布や家のタンスにある現金も合わせて「現金〇〇万円」と申告しなければなりません。手許現金がゼロという家庭はあり得ませんから、相続税申告書に「現金」という財産が計上されていない申告は「いい加減な申告だ」と税務署に思われても仕方ありません。

こうすれば、よかった

預金引き出し手続について説明します。相続が発生しますと、亡くなった方の預金口座は「相続人全員」の共有財産となります。そして、遺産分割がまとまり具体的にその預金口座の預金を相続する人が決まったら、「相続発生時」まで遡ってその相続する人の所有財産となります。

遺産分割が決まるまでの間にお金が必要になった時は、「金融機関所定の用紙」に相続人全員が署名・押印(実印)し、全員の印鑑証明書を提出し、引き出すこととなります。その際、亡くなった方の戸籍謄本(生まれた時の戸籍謄本から、亡くなった時の戸籍謄本まですべて)を銀行に提出します。勝手に相続人のうちの1人が預金を引き出し他の相続人からクレームが出ると困るので、銀行は法律で決められた相続人が誰かを戸籍謄本で確認の上、相続人全員の同意がある場合に限り、預金引き出しに応じることとなります。

従って、当面の費用支払いに備えて、相続発生前のある程度の現金を引き出しておくことは意味があるでしょう。

出典協力：(財)大蔵財務協会 参考文献：相続対策・相続税申告

● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時

3月の相談日／2日(火)、9日(火)、16日(火)、23日(火)

4月の相談日／6日(火)、13日(火)、20日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡下さい。

場 所

社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル 3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相談日

毎月第2・4火曜日 午後1時～3時

(お気軽にご相談ください)

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡下さい。
(☎044-233-4852)